第二表

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第三条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　センター法第十条第二号に規定する国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施し、又は統計調査の製表を行うことに関する事項 ［三・四　略］ 五　センター法第十条第五号に規定する国の行政機関又は指定独立行政法人等（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十五条に規定する指定独立行政法人等をいう。以下この号において同じ。）の委託を受けて、同法第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定に基づき当該国の行政機関又は指定独立行政法人等が行う事務の全部を行うことに関する事項 六　センター法第十条第六号に規定する業務に関する事項 七～九　［略］	（業務方法書の記載事項） **第三条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　センター法第十条第二号に規定する国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて行う製表に関する事項 ［三・四　同上］ ［新設］ 五　センター法第十条第五号に規定する業務に関する事項 六～八　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表の規定は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年五月一日）から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の独立行政法人統計センターに関する省令第十二条及び第十三条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○総務省令第三十四号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 統計局長 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖縄行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官	不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 統計局長 自治大学校長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省令第三十五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号及び第三号の二の規定に基づき、地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務等を定める省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務等を定める省令

（法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務）

第一条　地方公務員法（以下「法」という。）第三条第三項第三号に規定する総務省令で定める事務は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条の規定による斡旋とする。

（法第三条第三項第三号の二の総務省令で定める者）

第二条　法第三条第三項第三号の二に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第十項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの

二　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十一条第九項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの

三　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十六条第三項（同令第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者

四　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第七十条第三項（同令第七十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

○総務省令第三十六号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行に伴い、地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令（平成八年自治省令第七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。